

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 29 年 4 月 21 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1600375 号

厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 1700009 号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成16年12月10日の標準賞与額を42万7,000円に訂正することが必要である。

平成16年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成16年12月10日の標準賞与額を44万1,000円に訂正することが必要である。

なお、平成16年12月10日の訂正後の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額42万7,000円を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和47年生

住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成16年12月

請求期間において、A社から賞与の支払を受けたが、厚生年金保険の記録では、当該期間の標準賞与額の記録が無い。

調査の上、請求期間の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。また、年金額に反映しなくても事実即した記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 A社から提出された「支給控除一覧表」(写)により、請求者は、請求期間において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

なお、請求期間の賞与支給日については、上記「支給控除一覧表」(写)により、平成16年12月10日とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付

が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準賞与額については、上記「支給控除一覧表」(写)において確認できる厚生年金保険料控除額から、42万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成16年12月10日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 一方、上記「支給控除一覧表」(写)によると、請求者は、請求期間に事業主により標準賞与額44万1,000円に相当する賞与の支払を受けていたことが確認できる。このため、請求者のA社における平成16年12月10日の標準賞与額を44万1,000円に訂正することが必要である。

なお、訂正後の標準賞与額44万1,000円(上記1の訂正後の標準賞与額42万7,000円を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1600374号

厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1700010号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成16年3月31日は3万円、同年7月15日は6万円、同年12月15日は13万円、平成17年7月15日は6万6,000円、同年12月15日は10万2,000円、平成18年12月15日は11万5,000円に訂正することが必要である。

平成16年3月31日、同年7月15日、同年12月15日、平成17年7月15日、同年12月15日及び平成18年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年3月31日、同年7月15日、同年12月15日、平成17年7月15日、同年12月15日及び平成18年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和23年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年12月
② 平成16年3月
③ 平成16年7月
④ 平成16年12月
⑤ 平成17年7月
⑥ 平成17年12月
⑦ 平成18年12月

私は、請求期間①から⑦までにおいて、A社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間の標準賞与額の記録が無い。

当時の家計簿(写)等を提出するので、調査の上、請求期間の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間②から⑦までについて、請求者から提出された預金取引明細表(写)及び家計簿(写)

並びに複数の同僚から提出された給与支給明細書（賞与分）（写）から、請求者は、当該期間においてA社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

なお、請求期間②から⑦までの賞与支給日については、上記預金取引明細表（写）における取扱年月日及び金融機関の回答から、請求期間②は平成16年3月31日、請求期間③は同年7月15日、請求期間④は同年12月15日、請求期間⑤は平成17年7月15日、請求期間⑥は同年12月15日、請求期間⑦は平成18年12月15日とすることが妥当である。

また、請求期間②、③、④、⑤及び⑦の標準賞与額については、上記の預金取引明細表（写）及び家計簿（写）並びに給与支給明細書（賞与分）（写）から認められる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間②は3万円、請求期間③は6万円、請求期間④は13万円、請求期間⑤は6万6,000円、請求期間⑦は11万5,000円とすることが必要である。

一方、請求期間⑥の標準賞与額については、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間⑥の標準賞与額は、上記の預金取引明細表（写）及び家計簿（写）並びに給与支給明細書（賞与分）（写）から認められる厚生年金保険料控除額から、10万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成16年3月31日、同年7月15日、同年12月15日、平成17年7月15日、同年12月15日及び平成18年12月15日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間①について、i) 上記家計簿（写）において賞与支給額及び差引支給額の記載が確認できるところ、当該差引支給額は、上記預金取引明細表（写）における入金額と一致していること、ii) 上記給与支給明細書（賞与分）（写）によると、いずれの同僚についても当該期間の賞与から厚生年金保険料を控除されていることが確認できることから、請求者が、当該期間において、A社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことは推認できる。

しかしながら、当該家計簿（写）において控除額の内訳は記載されておらず、具体的な厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、上記給与支給明細書（賞与分）（写）によると、請求期間①の賞与に適用されている社会保険料率は同僚それぞれで異なっており、その理由も不明である上、請求者について、い

ずれの同僚の当該率で試算しても、上記家計簿（写）における差引支給額と一致しないことから、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料控除額を推認することができない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料控除額について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者の請求期間①に係る標準賞与額の記録の訂正を認めることはできない。